

新介発第1892号
令和2年12月15日

各地域密着型サービス事業所 管理者 様

新座市いきいき健康部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃から本市の介護保険事業への格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、「運営推進会議等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年2月27日付け通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた運営推進会議等の開催義務の免除について（通知）」にてお知らせしたとおりです。

国からも、令和2年2月28日付け介護保険最新情報 Vol.773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の問8において、文書による情報提供・報告、延期、中止等、柔軟に取り扱うことができる旨が示されており、現在もこの対応は有効となります。

しかしながら、未だ新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないため、本市においては、運営推進会議等の趣旨に鑑みて、延期及び中止を継続するのではなく、通常どおりの開催が困難な場合においても、最低限、文書による情報提供・報告（書面開催）を実施することが望ましいと考えます。

つきましては、令和2年11月まで及び12月以降の運営推進会議等の臨時的な取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

記

1 令和2年11月までの取扱い

令和2年2月の通知のとおり、運営推進会議等を中止又は延期した場合については運営基準違反とはなりません。令和2年2月から令和2年11月までの開催状況に応じて、以下のとおり対応してください。

- (1) 運営推進会議等を未開催で、かつ、文書による情報提供等を行っていない事業所については、未開催の期間について、全構成員に文書による情報提供

及び意見の照会等を行ってください。具体的な方法については、「3 書面開催の開催方法」に準ずることとしてください。実施時期については、可能な限り速やかに実施することとし、遅くとも令和3年1月末日までには実施してください。

なお、令和2年12月以降初めて開催する運営推進会議等を令和3年1月末日までに実施する場合は、この運営推進会議等で未開催分の文書による情報提供及び意見の照会等をまとめて実施することも可能とします。

(2) 運営推進会議等は未開催だが、文書による情報提供等を行っていた事業所については、意見の照会を行っていない場合でも、改めて意見の照会等を行う必要はありません。ただし、市に情報提供を行っていない場合は情報提供等を行ってください。

(3) 運営推進会議等を開催していた事業所においては、追加で実施する事項はありません。ただし、市に開催報告書を未提出の場合は御提出ください。

(1)~(3)いずれの場合も、文書による情報提供等及び開催報告書の提供期限は、令和3年1月29日(金)までとします。

2 令和2年12月以降の取扱い

令和2年12月以降については、法令等に義務付けられている開催頻度で運営推進会議等を開催してください。なお、開催方法については、引き続き各事業所で御判断ください。運営推進会議等は、法令等に基づき「各事業所が自ら」設置及び開催しなければならないことに鑑み、感染防止対策を徹底した上で、各事業所の状況に応じた臨時的な開催方法（書面開催、オンライン開催、出席する構成員の規模を縮小しての開催、ソーシャルディスタンスがとれる広い会場を借用しての開催等）も御検討ください。

令和2年12月以降は、「活動状況報告書」を構成員に送付するだけでなく、意見の照会等が必須となりますので、御注意ください。

3 書面開催の開催方法について

書面開催については、事業所によって開催方法に差がみられることから、以下に標準的な開催方法を例示します。

(1) 「活動状況報告書」を全構成員に送付し、意見及び質問等を照会する。

(2) 全構成員からの意見及び質問等を取りまとめた結果並びに回答を付した「運営推進会議開催報告書」又は「介護・医療連携推進会議開催報告書」を作成し、全構成員に送付する。

※あくまでも例示であるため、この方法以上に対応していただくことは問題ありません。

※各様式は参考様式のため、内容を網羅していれば任意の様式でも構いません。

4 外部評価について

外部評価については、介護保険最新情報 Vol.773 の問10以後、新たな臨時的な取扱いが示されていないことから、変更はありません。

認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和についても、都道府県において適切に判断することとなっているため、判断が示された場合には速やかにお知らせいたします。

5 本通知の取扱い期間について

本通知の取扱い期間は、本日から当面の間とします。本取扱いを変更又は終了する際は、別途お知らせします。

問合せ

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

新座市いきいき健康部介護保険課

事業計画係

(新座市役所本庁舎1階)

TEL 048-424-5361